

プロジェクト 金利指標改革に起因する会計上の論点

項目 金利指標改革に関連するヘッジ会計の取扱い

I. 本資料の目的

1. 本資料は、これまで金融商品専門委員会及び企業会計基準委員会において聞かれた意見を踏まえ、再整理した上で審議資料を更新している（主たる更新については青でハイライトして示している。）本日は、これらについてご意見をお伺いすることを目的としている。

II. 基本的な考え方

2. 金利指標改革に伴う金利指標の変更は、企業自身の意思決定に基づくものではなく、金利指標改革が行われるよりも前に締結された契約については、企業からみると不可避免的に生じる事象である。このような不可避免的に生じる事象を、そのような事態を想定して開発されていない会計基準に当てはめた場合、当該会計基準の開発時には想定されていなかった結果が生じる可能性がある。

具体的には、企業が金利指標改革に起因して参照する金利指標を変更する場合に、その契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となるように、金融商品の契約上のキャッシュ・フローの基礎となる金利指標を変更することを意図しているにも関わらず、異なる経済効果を持つ契約に変更されるかのように会計処理を行うと、これに基づき提供される財務情報は、財務諸表作成者が行った取引の実態を適切に表さず、結果として、財務諸表利用者の有用性を損ねる可能性があると考えられる。

3. これらの状況を踏まえると、適切な範囲を定め、特例的な取扱いを認めることが適切であると考えられる。

一方、金利指標の変更とは関係のない部分にまで特例的な取扱いを認めることは、特例的な取扱いを認める趣旨を逸脱するものと考えられるため、特例的な取扱いを認める適切な範囲を決定するにあたっては、金利指標改革に起因するものに限定することが適切であると考えられる。

4. なお、LIBOR の他に金利指標改革に伴い公表停止が見込まれる既存の金利指標が存在し得るが、LIBOR の廃止を踏まえた時間軸の設定が必要となるため、本実務対応報告の対象となる金利指標は LIBOR であることを前提に検討を行うこととする。なお、今後、他の金利指標の公表停止が見込まれることとなった場合、その取扱いについて、本実務対応報告を参考にすることが考えられる旨を結論の背景に記載する。

III. 個別論点

会計基準を開発する対象となる取引の範囲

5. 第3項に示したとおり、特例的な取扱い（以下「本取扱い」という。）を設けることとした場合の適用範囲を決定するにあたっては、本取扱いの適用の趣旨を逸脱することのないように、本取扱いの適用範囲となる契約の範囲を明確にしたうえで、当該契約に関して、どのようなタイミングで、どのような契約条件の変更があった場合に本取扱いを適用できるかを明確にする必要があると考えられる。
6. 具体的には、本取扱いの適用対象をLIBORを参照している金融商品のうち、金利指標改革に起因する契約条件の変更のみが行われる金融商品とすることが考えられる。

ここで、「契約条件の変更」とは、既存の契約の契約条件の内容を変更することをいう。また、後述するように、金利指標置換前において、本実務対応報告公表後に実行された取引においても、ヘッジの有効性評価に関する特例的な取扱いを定めることとしたため、本実務対応報告公表後に実行された取引において、当初から、ある時点で契約条件の内容が変更される条項を有する契約を締結することも「契約条件の変更」と同様に取り扱う旨を結論の背景に記載する。

さらに、契約条件の変更と同様の経済効果をもたらす契約の切替についても同様に取り扱うことが考えられる。「契約の切替」とは、既存の契約をその満了前に中途解約し、直ちに新たな契約を締結することをいう。

7. ここで、前項に示した「金利指標改革に起因する契約条件の変更又は契約の切替（以下『変更等』という。）」とは、本資料第2項に示した基本的な考え方にあるとおり、金利指標改革に起因して参照する金利指標を変更したとしても、その契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となるように、金融商品の契約上のキャッシュ・フローの基礎となる金利指標を変更することを意図して行われる変更等を指すこととすることが考えられる¹。
8. なお、「契約の経済効果が概ね同等」の意味は抽象的であるため、財務諸表利用者及び財務諸表作成者双方の理解に資するために、典型的な変更等について例示として示すことが考えられる。

FASBの公開草案では、金利指標改革に関連のある変更等か否かを識別するために、金利指標改革に関連のある変更及び関連のない変更の例が以下のとおり示され

¹ なお、契約の経済効果が概ね同等かどうかは、既存の金利指標と後継の金利指標の金利水準の差に伴うスプレッド調整と金利水準の差を補填するための現金の受け渡しも含めて判断することが考えられる。

審議事項(5)-2

ている。このうち我が国においてより一般的であると考えられるものを黄色でハイライトしている。また、「(1)金利指標改革に関連のある変更又は切替」の①、②及び③が本資料第2項で示した趣旨に該当する例示と考えられる。

なお、FASBは、2020年3月12日に最終化させた基準を公表しており、当該例示もアップデートされている。その内容について審議事項(5)-2参考資料で説明しており、本実務対応報告への影響があるか次回以降検討する。

(1)金利指標改革に関連のある変更 又は切替	(2)金利指標改革に関連のない変更 又は切替
① 金利指標の変更（例えば、LIBORから他の金利指標への変更）	① 想定元本の変更
② 金利指標の変更に伴う既存の金利指標と後継の金利指標の差によるスプレッド調整（金利指標の差を補填するために現金の授受を行う場合も含む。）	② 満期日の変更
③ 金利指標の変更に伴う更改期間、日数計算、支払日、及び再値付け（repricing calculation）等の変更（例えば、前決め金利から翌日物後決め複利への変更）	③ ローンの仕組みの変更（例えば term loan から revolver loan への変更）
④ 既存の組込み金利オプションの権利行使価格の変更	④ 取引相手の信用リスクのスプレッドの変更
⑤ アウト・オブ・ザ・マネーの金利フロア又はキャップを追加すること	⑤ 指標金利に関連のない基礎数値又は変数の追加（例えば金の価格に関連した支払の追加など）
	⑥ イン・ザ・マネーのキャップ又はフロアの追加
	⑦ 財務的な困難がある借手への譲歩
	⑧ 期限前返済又は転換オプションの追加又は削除
	⑨ レバレッジの性質の追加又は削除
	⑩ 原資産を利用する権利の追加又は終了
	⑪ リース契約における更新、終了又は買取りオプション条件の変更
	⑫ 取引相手の変更

コメントの追加 [A1]: ・現金の授受について、もう少し具体的な内容を記載した方がわかりやすいのではないかと（第151回金融商品専門委員会）。
・これらはあくまでも例示に過ぎないという位置づけの中で、現金の授受等、具体的に記載し過ぎることの弊害もあるのではないかと（第424回企業会計基準委員会）。
⇒双方の意見が聞かれたものの、特にデリバティブ取引では契約条件の変更及び契約の切替に際して現金授受がなされる実務が多いと予想されることから、これらの取扱いを示すことに意義はあると考えられるため、審議資料上、脚注1とともに現状の記載を残し、結論の背景に反映する。

金利指標置換前の論点

（ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約変更に関する論点）

現行基準の定め

9. ヘッジ会計は、ヘッジ手段が消滅した場合にはその適用を中止しなければならない。また、ヘッジ対象が消滅したときは、ヘッジ会計は終了し、繰り延べられているヘッジ手段に係る損益又は評価差額は当期の損益として処理しなければならない（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第34項及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針（以下「金融商品実務指針」という。）第181項）。

発生し得る論点

10. 既存のヘッジ関係について、ヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標を変更する場合に、その変更方法として様々な形態が考えられるが、中には、既存のヘッジ対象又はヘッジ手段の契約をその満了前に終了させ、後継の金利指標を参照した新たな契約を締結し直すといった形態（契約の切替）も検討されている。この場合、法的には旧契約が終了し新たな契約の締結となり、これに伴い旧契約に関するヘッジ対象又はヘッジ手段が消滅するため、その場合にヘッジ会計の終了又は中止としないとする定めを置くべきかが論点となる。

事務局の提案

11. ヘッジ対象又はヘッジ手段の既存の契約が参照する金利指標を変更した場合（契約条件の変更）、日本基準においては契約の法的な形式に従って判断され認識の中止は行われなことから、参照する金利を変更したのみではヘッジ対象又はヘッジ手段の消滅には当たらないと考えられる。ここで、金利指標の変更の方法によってヘッジ会計の適用関係に違いが生じることは、他の経済実態が同じであれば、望ましくないものと考えられる。
12. したがって、金利指標改革に起因してヘッジ対象又はヘッジ手段の契約が変更された場合には、法的に旧契約を終了させ新たな契約を締結し直した場合（契約の切替の場合）であってもヘッジ会計の継続として取り扱う定めを置くことが考えられる。

（ヘッジ対象となり得る予定取引の判断基準に関する論点）

現行基準の定め

13. 予定取引とは、未履行の確定契約に係る取引及び契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。予定取引がヘッジ対象となり得るかどうかは、予測可能性及び発生可能性についての判断が求められている（金融商品会計基準注12及び金融商品実務指針第162項等）。そして、ヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになったときは、ヘッジ会計を終了しなければならないとされている（金融商品実務指針第181項）。

発生し得る論点

14. 金利指標改革の結果、ヘッジ対象について公表停止が見込まれている LIBOR を参照している場合には、当該金利指標を参照したヘッジ対象の取引条件の予測可能性及びその発生可能性について、その公表停止の確度についての不確実性に応じて疑義が生じ、ヘッジ会計の終了となるかどうか論点となる。

事務局の提案

15. 金利指標改革の進捗は、法域ごと・通貨ごとに異なり、企業自身のコントロールが及ばない事象であることから、各企業が予定取引の取引条件の予測可能性及びその発生可能性を判断することは困難である。そのような状況下で、各企業が金利指標改革の影響を考慮に入れて予定取引の取引条件の予測可能性及びその発生可能性について判断した場合、当該会計基準の開発時には想定されていなかった結果が生じ、有用な財務情報を提供しないと考えられる。

したがって、予定取引の取引条件の予測可能性及びその発生可能性を判断するにあたって、金利指標置換時までは、ヘッジ対象が参照している金利指標について、金利指標改革の影響を考慮に入れず現状のものから変更されないとの仮定を置く定めを置くこととする。

(ヘッジの有効性評価に関する論点)

現行基準の定め

16. ヘッジ会計を適用するためには、ヘッジ取引時及びヘッジ取引時以降において、ヘッジ有効性の評価を行うことが要求されている（金融商品会計基準第 31 項並びに金融商品実務指針第 143 項、第 146 項及び第 156 項等）。
- (1) ヘッジ取引時において、企業はヘッジ手段がヘッジ対象のリスクを相殺できるかどうか、その有効性を予測しておくことが要求される（事前テスト）。
- (2) ヘッジ取引時以降も継続してヘッジ指定期間中、高い有効性が保たれているかどうかを、決算日には必ず、少なくとも 6 か月に 1 回程度、確かめなければならない。ヘッジの有効性判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額の比率がおおむね 80% から 125% までの範囲内であれば、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係がありヘッジは有効であると認められる（事後テスト）。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分について

審議事項(5)-2

も、ヘッジ会計の対象として繰延処理することができる²（金融商品実務指針第172項）。

一方、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の変動額の比率が80%から125%の範囲外となった場合には、ヘッジは無効ではないとされ、ヘッジ会計の中止の処理が行われ、その時点までのヘッジ手段に係る損益又は評価差額はヘッジ対象に係る損益が純損益として認識されるまで繰り延べられることとなる（金融商品実務指針第180項）。

発生し得る論点

17. 事前テストに関しては、金利指標改革の結果、将来のある時点でヘッジ対象又はヘッジ手段の契約の金利指標が置き換わる可能性がある場合、置換後の金利を予想することが困難であり、そのような状況においてもヘッジ会計の適用を認めるかが論点となる。
18. 事後テストにおいては、既存のヘッジ関係について、金利指標置換前において、将来のいずれかの時点でヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標が置き換わる可能性が現在の時価に織り込まれる結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合に、ヘッジ会計の中止とするのか継続を認めるのかが論点となる。

事務局の提案

19. 事前テストにおける有効性の評価について特例的な取扱いを設ける趣旨は本資料第2項に記載のとおりであり、基本的に既存の取引が対象となるが、本取扱いの公表時点では、後継の金利指標がまだ判明しておらず、もしくは、後継の金利指標が判明したとしても、関連する取引が市場で活発となるまで一定の時間を要することが考えられるため、後継の金利指標に基づく事前の有効性テストが引き続き困難であると考えられる。そのような状況では、企業は本取扱い公表後も引き続きLIBORによる契約を締結せざるを得ないことも想定される。
20. したがって、事前テストに関して、本取扱い公表後であっても金利指標置換前においては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は、金利指標改革の結果変更されないものと仮定して実施することとする³。

なお、金融商品実務指針では、有効性の事前予測の方法としては、「比率分析の手法のほか、回帰分析の利用も考えられる。」とされている（金融商品実務指針第314項）。後継の金利指標について観測されるデータが不足し、このような分析が困

² なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の純損益に計上する方針を採用することができるとの定めもある。

³ 前回の提案で事前テストについて、契約条件が確定した時点の前後で取り扱いを変える提案を行ったものの、後継の金利指標の不透明さ等を理由に反対の意見が多く、再検討した結果、当該提案を取り下げている。

審議事項(5)-2

難との懸念も考えられるが、例えば既存の金利指標と後継の金利指標間の置換時のスプレッド差等を勘案したうえで、既存の金利指標もデータとして利用するなどが考えられる。

21. 事後テストにおける有効性評価のうちに本資料第 18 項で示した論点に関しては、ヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標の置換前であっても、金利指標改革に伴う金利指標の置換えに関する見込みが将来キャッシュ・フローの見積りに影響し、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フローの変動額の累計の比率にも影響することが考えられる。

この場合、将来キャッシュ・フローの変化の要因を、金利指標改革に関連のある要因とその他の要因に分解した上で、有効性の判定を行うことが考えられるが、そのような分解は一般に実務上困難であると考えられる。

ここで、事後テストに関する特段の定めを置かないと、ヘッジ会計に関するその他の特段の定めを置いたとしても金利指標改革のみを原因としているにも関わらずヘッジ会計の中止が生じる可能性があり、会計基準の開発時には想定されていなかった結果となって有用な財務情報の提供につながらない場合がある。したがって、事後テストにおける有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合であっても、ヘッジ会計の継続を認めるという定めを置くこととする。

(包括ヘッジを適用しているヘッジ対象のグルーピングの取扱い)

現行基準の定め

22. ヘッジ対象の識別において、リスクの共通する資産又は負債等をグルーピングした上で、ヘッジ対象を識別する方法(包括ヘッジ)が認められている(金融商品会計基準注 11)。なお、ここでの包括ヘッジの取扱いはいわゆるクローズド・ポートフォリオを想定していると考えられる。

包括ヘッジを適用するためには、グループ内の個々の資産又は負債のリスク要因が共通しており、かつ、リスクに対する反応が同一グループ内の個々の資産又は負債との間でほぼ同様であることとされている。そして、「ほぼ同様」とは、個々の資産又は負債の時価の変動割合又はキャッシュ・フローの変動割合が、ポートフォリオ全体の変動割合に対して、上下 10%を目安にその範囲内である場合とされている(金融商品実務指針第 152 項)。

発生し得る論点

23. 金利指標改革の結果、ヘッジ対象に指定されているグループ内に存在している個々の資産又は負債の金利指標が置き換わる場合、その変更のタイミングが異なることにより、それぞれ以下の局面で上述の要件を満たさなくなることが考えられ、引き続き包括ヘッジを認めるかどうか論点となる。

コメントの追加 [A2]: ・事前テストを行うにあたって、新しい後継の金利指標のデータが蓄積されるまでは、この対応は難しいのではないか(第 423 回企業会計基準委員会)。
⇒実務上の対応は様々あり得るが、例えば左記本文における、後継の金利指標のデータが不足しているケースについての記載を結論の背景に記載することとしてはどうか。

審議事項(5)-2

- (1) グループ内のすべての資産又は負債の金利指標の置換前において、将来のいずれかの時点でグループ内の個々の資産又は負債の金利指標が置き換わる可能性が現在の時価に織り込まれる結果、前項の要件を満たさなくなる場合
- (2) グループ内の一部の資産又は負債の金利指標のみが置き換わったことで、前項の要件を満たさなくなる場合
- (3) グループ内のすべての資産又は負債の金利指標が置き換わった結果、同一グループ内の資産又は負債の後継の金利指標が異なることが確定し、前項の要件を満たさなくなる場合

事務局の提案

24. 金利指標改革がなければ包括ヘッジの適用を継続できたであろうヘッジ関係について、企業にとって不可避免的に発生した事象である金利指標改革による影響のみを原因として包括ヘッジが適用できなくなる場合には、リスクの共通する資産又は負債をグルーピングしてヘッジしているという経済実態が反映されず、有用な財務情報の提供を妨げる可能性がある。
25. 特に、本資料第 23 項(1)及び(2)の状況では、グループ内の個々の資産又は負債の金利指標が最終的にどの金利指標に置き換わるかが不明であることから、その期間中は、包括ヘッジを適用するための要件である、①リスク要因が共通していること、②リスクに対する反応がほぼ同様であることのうち、②については満たされないとしても、その状態は一時的なものであり、そのことをもって包括ヘッジを認めないことは、有用な財務情報の提供を妨げることとなる。したがって、この場合、個々の資産又は負債のリスクに対する反応とグループ全体のリスクに対する反応が、ほぼ同様であると認められなかった場合であっても、包括ヘッジを継続する旨の定めを置くこととする。
26. 一方、本資料第 23 項(3)のケースでは、グループ内のすべての個々の資産又は負債の金利指標が後継の金利指標に置き換わっているため、その後その状態は資産又は負債の満期まで継続することになる。したがって、特例的な取扱いを定めることなく、後継の金利指標に基づいて包括ヘッジの適用要件が満たされているかどうかを判断することが、最も有用な財務情報を提供することになると考えられる。したがって、この場合、包括ヘッジを適用できるかどうかの判断にあたっては、現行の金融商品会計基準等の定めに従うこととする。

(金利スワップの特例処理)

現行基準の定め

27. 資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を満たし

審議事項(5)-2

ており、かつ、以下の要件をすべて満たす場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができる（金融商品会計基準注14及び金融商品実務指針第178項等）⁴。

- (1) 金利スワップの想定元本とヘッジ対象資産又は負債の元本金額がほぼ一致
- (2) 金利スワップの契約期間とヘッジ対象資産又は負債の満期がほぼ一致
- (3) ヘッジ対象資産又は負債が変動金利の場合、その基礎となっているインデックスと金利スワップで受払される変動金利の基礎となっているインデックスがほぼ一致
- (4) 金利スワップの金利改定のインターバル及び金利改定日がヘッジ対象資産又は負債とほぼ一致
- (5) 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定（同一の固定金利及び変動金利のインデックスがスワップ期間を通して使用されていること）
- (6) 金利スワップに期限前解約オプション、支払金利のフロア又は受取金利のキャップが存在する場合には、ヘッジ対象資産又は負債に含まれた同等の条件を相殺するものであること

発生し得る論点

28. 金利指標改革の結果、ヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標が置き換わった場合、特に前項(3)、(4)及び(5)に影響する可能性があり、それぞれ以下の局面で金利スワップの特例処理の適用を引き続き認めるかどうか論点となる。
 - ✓ 既存のヘッジ関係について、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標の置換前であるが、今後金利スワップの金利指標が置き換わることが想定され、要件(5)を満たさない場合。
 - ✓ 既存のヘッジ関係について、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標のいずれかが変更され、一時的に要件(3)、(4)及び(5)を満たさない場合

事務局の提案

29. 金利スワップの特例処理は、金融商品会計基準の基本原則であるデリバティブの時価評価に例外を設けるものであることから、その適用にあたっては、拡張解釈を避け、金利スワップがヘッジ対象たる資産又は負債とほとんど一体とみなせる場合に

⁴ なお、金融商品実務指針第158項では、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、高い有効性があると認められる場合であるとみなされる場合として、有効性の判定を省略することができることされており、金利スワップについて特例処理の要件に該当すると判定される場合、その判定をもって有効性の判定に変えることができることとされている。

審議事項(5)-2

限るとされている（金融商品実務指針第 346 項）。よって、この取扱いにあてはめると、金利指標改革の結果、要件を満たさなくなった場合、金利スワップの特例処理の継続は認められなくなると考えられる。

30. しかしながら、本資料第 28 項で示した論点に関しては、企業の意思とは関係のない不可避的な金利指標改革による金利指標の変更又は契約の切替のみを原因として、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標が一時的に異なることのみをもって、特例処理の要件を満たさないとしてこれを認めないことは、有用な財務情報の提供を妨げることとなる。

したがって、金利指標改革に起因してヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標を変更した場合であっても、ヘッジ対象及びヘッジ手段の双方の金利指標が置き換わるまでの間は、本資料第 27 項に示した(3)、(4)及び(5)を満たしているかどうかの判断にあたっては、金利指標改革の影響を考慮に入れずに現状の金利指標から変更されないとの仮定において、金利スワップの特例処理の要件を満たしているかどうかの判断を行うとする定めを置くこととする。

なお、本資料第 27 項に示した要件(2)については、当初契約時に金利スワップの契約期間とヘッジ対象資産又は負債の満期がほぼ一致しているかどうかの判断を行うことが想定されていると考えられる。そのため、例えば金利スワップの契約の切替が発生した場合には、金利スワップの新たな契約期間とヘッジ対象の満期が一致しないことが考えられるものの、金利スワップとヘッジ対象の残存期間が同一であれば、当該条件を満たすとみなすことができると考えられることを結論の背景で説明する。

(為替予約等の振当処理)

現行基準の定め

31. 外貨建取引等会計処理基準及び会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」（以下「外貨建実務指針」という。）では、外貨建金銭債権債務等と為替予約等（為替予約、通貨先物、通貨スワップ及び通貨オプション）との関係が、金融商品会計基準におけるヘッジ会計の要件を満たしている場合には、当該外貨建取引及び外貨建金銭債権債務等について、ヘッジ会計を適用することができるほか、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引及び金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（振当処理）によることができるとされている（外貨建取引等会計処理基準（一）1 及び 2 (1)並びに注解（注 6））及び外貨建実務指針第 3 項）。ただし、振当処理が認められるのは、為替予約等によって円貨でのキャッシュ・フローが固定されているときに限られるとされている（外貨建実務指針第 5 項）。
32. 振当処理を採用する場合には、会計方針として決定する必要があり、ヘッジ会計の

審議事項(5)-2

要件を満たす限り継続して適用しなければならないとされている。また、金融商品会計基準による原則的処理（為替予約等を期末に時価評価し、評価差額は損益として処理する方法）の採用を決定した後で、振当処理へ変更することは認められておらず（外貨建実務指針第3項）、さらに、同一部門における同一の取引や同一種類の外貨建資産及び負債に対して、振当処理と原則的処理とを併用することは認められていない（外貨建実務指針第50項）。

発生し得る論点

33. 振当処理は多くのケースで行われているが、金利指標改革の影響が生じる可能性がある典型的なケースとしては、外貨の変動金利を参照するヘッジ対象である金銭債権債務等（例えばドル LIBOR 支払い）について、金利通貨スワップ⁵を用いて（例えば、ドル LIBOR 金利の受取りと円固定金利の支払い）により外貨の変動金利を円貨の固定金利に固定する取引が想定される。この場合、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等の変動金利とヘッジ手段である金利通貨スワップの変動金利が、金利指標改革により異なる変動金利に置き換わる可能性がある。その結果、図表1に示したとおり、円貨でのキャッシュ・フローが固定されない可能性がある。

この場合に、本資料第31項で示した「円貨でのキャッシュ・フローが固定されること」という振当処理を適用するための条件が満たされなくなり、振当処理が適用できなくなるのではないかとの議論が生じる可能性が考えられる。

事務局の提案

34. 為替予約の振当処理は、為替予約等を外貨建金銭債権債務等に付すことにより円貨でのキャッシュ・フローが固定されることから、為替予約等についてはヘッジ会計におけるキャッシュ・フロー・ヘッジに相当するとして振当処理が認められているものである（外貨建取引等会計基準の改訂に関する意見書及び外貨建実務指針第5項）。したがって、本来、円貨でのキャッシュ・フローが固定されないのであれば、振当処理は認められないと考えられる。
35. しかしながら、本資料第33項に示した論点に関しては、企業の意味とは関係のない不可避的な金利指標改革による金利指標の変更等のみを原因として、金利指標置換前に一時的に振当処理の要件を満たさないことを理由に振当処理を認めなかった場合、有用な財務情報の提供につながらない可能性がある。

したがって、振当処理を適用するに際し、円貨でのキャッシュ・フローが固定されているかどうかを判断するにあたっては、金利指標置換前においては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の既存の金利指標について、金利指標改革の影響を受けず変更さ

⁵ 金融商品会計に関する Q&A Q56 では、固定金利と変動金利を交換する通貨スワップを「金利通貨スワップ」と称している。

れないとみなして判断する定めを置くこととする。

金利指標置換時の論点

(ヘッジ会計の「原則的処理方法」(繰延ヘッジ)の取扱い)

現行基準の定め

36. 金融商品会計基準等においては、ヘッジ取引時に正式な文書の中でヘッジ取引日、識別したヘッジ対象とリスクの種類、選択したヘッジ手段等について明確にすることが求められている(金融商品会計基準第31項(1)、金融商品実務指針第143項及び第150項等)。金利指標置換時には、これらの文書の内容に変更が生じることになるが、このような変更があった場合の取扱いは必ずしも現行の会計基準上、明確に定められていないと考えられる。

発生し得る論点

37. 前項に記載のとおり、ヘッジ会計開始時に正式な文書の中で記載した事項について変更があった場合のヘッジ会計の取扱いについては明確な定めがなく、これらに変更になった場合、ヘッジ会計を中止すべきではないかとの議論が生じる可能性もあると考えられる。

事務局の提案

38. 金利指標置換前においては、単に一時的な金利指標の置換のタイミングの違いのみによってヘッジ会計を中止することは、有用な財務情報の提供につながらないため、本資料第21項の特段の定めを置く提案を行っている。

金利指標を置き換えた場合、金利指標置換時にヘッジ取引日(開始日)、識別したヘッジ対象とリスクの種類及び選択したヘッジ手段等を変更することになると考えられるが、このようなヘッジ文書の変更のみでヘッジ会計の中止とした場合、金利指標置換前と同様に有用な財務情報の提供につながらないと考えられる。

したがって、金利指標置換時において、それまで本実務対応報告の適用によりヘッジ会計の適用を継続してきたヘッジ関係については、金融商品会計基準第31項(1)、金融商品実務指針第143項及び第150項等に基づいて当初のヘッジ会計開始時に正式な文書の中に記載したヘッジ取引日(開始日)、識別したヘッジ対象とリスクの種類及び選択したヘッジ手段等を変更したとしても、ヘッジ会計を中止しないこととする。

金利指標置換後の論点

39. 金利指標置換後の論点は、審議事項(5)-3において別途検討を行っている。

企業に適用の選択を認めるか否か

発生し得る論点

40. IASB のフェーズ 1 における例外措置は、企業は金利指標改革から生じる不確実性の影響を直接受けるすべてのヘッジ関係に適用しなければならないとしている一方、FASB の公開草案は、契約条件の変更に関する便法については米国会計基準のトピックごと（例えば、債権（トピック 310）について便法を適用する場合には、すべての債権について適用しなければならないが、リース（トピック 842）について便法を適用するかどうかについての判断は、リース全体について便法を適用するかどうかを別途行うことができるというもの。）に、また、ヘッジ会計に関する便法はヘッジ関係ごとに企業に適用の選択を認めている。

したがって、前項までに示した特段の定めについて、企業に適用の選択を認めるか否か、選択を認める場合にどの単位で選択を認めるのかを検討する必要がある。

事務局の提案

41. 本取扱いは、本資料第 2 項に記載のとおり、不可避免的に生じる金利指標改革に起因する変更等により、そのような事態を想定して開発されていない会計基準に当てはめた結果、有用な財務情報の提供が損なわれることを回避するために開発するものであり、その観点からは、すべての企業が、適用範囲に該当するすべての契約及びすべてのヘッジ関係について、本取扱いを適用することが望ましいと考えられる。
42. しかしながら、金利指標改革を機に、リスク管理も後継の金利指標を元に行われるなど変更することから、会計上、ヘッジ会計の適用を終了することを望む企業もあるのではないかと意見も開かれており、また、ヘッジ会計を適用しているものの、その取引に重要性がなく、特例的な取扱いに対するニーズがない企業も存在し得ると考えられる。
43. したがって、本実務対応報告の適用は、企業が選択することができることとしてはどうか。この場合、金利指標の置換えは契約ごと、ヘッジ関係ごとに発生することから、その選択についてもヘッジ関係ごとに選択できることとしてはどうか。

開示

他の基準設定主体の状況

44. 開示に関しては、IASB のフェーズ 1 では次の開示が要求されている。
- (1) 企業のヘッジ関係が晒されている重要な金利指標
 - (2) 企業が管理しているリスク・エクスポージャーのうち、金利指標改革の影響を直接に受けるものの範囲

審議事項(5)-2

- (3) 企業が代替的な指標金利への変更のプロセスをどのように管理しているのか
 - (4) 企業が今回の取扱いを適用するにあたって行った重要な仮定又は判断の記述
(例えば、どのような場合に、金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関してもはや存在していないのかに関する仮定又は判断)
 - (5) 当該ヘッジ関係におけるヘッジ手段の名目金額
45. IASB のフェーズ 2 の開示は、以下の開示を求めることが暫定決定されている。
- (1) IBOR 等から代替的な金利指標への移行を企業がどのように管理しているか、及び報告日における当該状況や進捗。
 - (2) 金利指標改革の影響を受ける金利指標を参照し続けている金融資産及び金融負債の帳簿価額（デリバティブの名目金額を含む）。
 - (3) 契約上のキャッシュ・フローの修正が、金利指標改革の直接的な結果として要求されたものかどうか、経済効果が同等となるように行われたかどうかを評価するために、企業が晒されている重要な代替的な金利指標ごとの、企業が基礎金利及び当該金利に関連する調整をどのように決定したかの説明。
 - (4) 金利指標改革が企業のリスク管理戦略を変える結果となった程度及び企業がそれらのリスクをどのように管理しているか。
46. FASB では便法の適用に関してその性質と理由に関する開示を要求しており、定性的な情報のみが求められている。なお、FASB における審議の過程では金利指標改革に関連するエクスポージャー等の定量的な情報についての開示の追加の必要性について議論されたが、その案は棄却されている。

事務局の提案

47. 開示項目を検討するにあたっては、特例的な取扱いの定めにより、現行の金融商品会計基準等の定めによる会計処理の結果とは異なることによる財務諸表への影響について、財務諸表利用者には有用な情報を提供するかどうかの観点、及びその開示を作成するにあたっての財務諸表作成者のコストの観点のバランスを勘案して定める必要がある。
48. 前項を考慮し、金利指標改革の影響を受ける取引が貸借対照表日においてどの程度残存しているか、及び、金利指標改革に対する企業の取組みを示すことが、財務諸表利用者にとって有用であると考えられる。したがって、以下の項目を開示することが考えられる。

審議事項(5)-2

- ① 報告日時点において本実務対応報告を適用している場合はその旨
- ② 引き続き LIBOR を参照している金融商品の取引種類ごとの帳簿価額（デリバティブ取引については元本相当額を含む。）
- ③ LIBOR が公表停止されるまでに金利指標の置換えを完了させるための企業の対応方針

49. なお、②及び③の開示項目について、一般事業会社においては、本業として金融商品を扱う金融機関に比べ LIBOR を参照している金融商品の質的な重要性が低いため、開示をすることによるベネフィットも小さいことが想定される。一方、その帳簿価額を集計するために通常の業務においては利用していない情報を収集するための追加のコストがかかる可能性がある。

これらのコスト・ベネフィットを総合的に勘案し、一般事業会社においては②及び③の開示項目を省略できるとすることが考えられる。

適用時期

事務局の提案

50. 金利指標の置換えは本年中に本格的に開始され则认为、可能な限り速やかに本実務対応報告の適用を可能とすることが望ましいものと考えられる。そのため、適用時期は公表日以後とすることが考えられる。

ディスカッション・ポイント

本資料第5項から第50項に示した各論点に対する事務局の提案について、ご意見をお伺いしたい。

以上